

## 大学院生の権利を擁護するとともに、正当な「共同研究」「共著論文」の価値を守れ！

平成28年5月25日付で「国立大学法人福岡教育大学研究活動不正調査委員会による予備調査結果について(通知)」(福教大連携第105号)、そして、6月20日付で出された通知(福教大連携第157号)の内容には重大な問題があり、到底看過することはできません。

したがって、本日、組合は、櫻井孝俊学長に対し、「教員の研究不正」に関する調査結果に対する抗議」を提出し、先に福岡教育大学研究活動不正調査委員会が行った調査の主要な問題点を指摘した上で嚴重に抗議しました。

本案件は、国内外の研究機関において日常的に行われている「共同研究」、そして、その成果の公開である「共著論文」というものとは完全に次元の異なるものであり、ただの「研究不正」以外の何物でもありません。我々は、国内外の研究機関で正常に実施されている「共同研究」や、その成果としての「共著論文」は、当然正當に評価されるべきであると考えています。そして、そのためにも、今回摘発したような「似而非(エセ)共同研究」「似而非(エセ)共著論文」が、今後、あらゆる研究の場から一掃されるべきであると思っています。

そして、大学院生が、自らの能力と努力によって行った研究の成果は、大学院生自身の業績であるというごく当たり前の事実を再確認することで、指導教員に対して弱い立場にある大学院生の研究者としての「権利」を擁護していかねばなりません。

組合では、この抗議に対する櫻井学長の対応を見極めた上で、さらなる追及の方策を検討しています。

## 福岡教育大学の、高等教育機関としての存在意義が問われています。

2016年7月27日

「教員の研究不正」に関する調査結果に対する抗議

国立大学法人福岡教育大学  
学長 櫻井 孝俊 殿

福岡教育大学教職員組合  
執行委員長 鈴木 浩文



平成28年5月25日付で「国立大学法人福岡教育大学研究活動不正調査委員会による予備調査結果について(通知)」(福教大連携第105号)、そして、6月20日付で出された通知(福教大連携第157号)の内容には重大な問題があり、到底看過できない。

したがって、貴殿に対し、その主要な問題点を指摘した上で嚴重に抗議し、可及的すみやかに対処するよう、ここに強く要求するものである。

(1) 調査委員会の委員構成が不適切である

被告発者3名は、いずれも、寺尾慎一氏の本年3月末までの2期6年にわたる学長在任期間中に同氏から理事または副学長に任命され、かつ同氏の命の下にこれら役職者としての任務を遂行していたのであり、このような被告発者3名の過去の経歴に照らせば、寺尾氏は、これら3名の者いずれとも密接な関係性を有しているのであって、研究活動不正防止調査委員会の委員としての中立性を完全に欠き、被告発者に有利な方向で調査を行ったと考えざるを得ない。また、被告発者のうち、1名については、寺尾氏の第1期学長在任期間に先立つ学長選考手続において同氏を学長候補者に推薦したばかりか、同氏の学長就任と同時に理事に任命されており、さらに、別な1名は寺尾氏の第2期学長在任期間に先立つ学長選考手続において同氏を学長に選考し、同氏の学長就任と同時に副学長・大学院研究科長に任命されているのであり、両氏の間には極めて緊密な関係が見られるのであって、これが調査の中立性・公平性・信頼性を大きく損なうものであったことは、もはや言を俟たない。

他方、調査委員会の学外委員である春山九州男氏については、平成27年度まで、福岡教育大学の経営協議会委員、並びに顧問弁護士を務めていた。また、現在も福岡教育大学の顧問弁護士を務めている。このような事情を勘案する限り、春山氏は純粋な意味での学外者とはみなせず、その中立性に疑義があるといわざるを得ない。それゆえ、福岡教育大学研究活動不正防止調査委員会の委員としては明らかに不適格であった。

当組合は、二度（5月11日付、6月3日付）にわたり「国立大学法人福岡教育大学研究活動不正調査委員会の設置について（通知）」に係る異議申立てを、貴殿に対して提出して、寺尾氏と春山氏を委員から除斥し、別の者を委員とすることを強く要求したが、貴殿は二度ともそれを拒絶した。

その結果、調査委員会の委員はわずか4名で、しかもその構成は、寺尾氏（学内委員）、研究者ではない理事（学内委員）、春山氏（学外委員）、九州大学副学長（学外委員）といった甚だ偏りのあるものとなった。社会常識に照らし合わせてみれば、このメンバーによって、公正かつ十分な調査が行われたと判断することは不可能である。

## (2) 調査自体が極めて粗雑である

貴殿より送られてきた「通知」、そして、貴殿が大学の公式ホームページに掲載した「教員の研究不正に係る告発状」に関する調査結果について（報告）（5月26日付、6月20日付）の内容を見る限り、「研究不正」という大学にとって何よりも重大な事案の調査を真摯に行った結果書かれた文章とは到底思えない。貴殿あるいは調査委員会委員は、組合が告発した「研究不正」の内容を正しく理解できなかった、あるいは理解しようとしなかったのではないか。

被告発者の3名は、福岡教育大学大学院教育学研究科の大学院生が、福岡教育大学大学院教育学研究科保健体育専攻発行の『修士論文抄録』に発表した「修士論文抄録」を、『修士論文抄録』発行の翌年あるいは翌々年に、何から何まで完全にそのままのかたちで『福岡教育大学体育研究センター紀要』に再投稿させた上で、自分たちもその共著者に名を連ねることで、大学院生の研究業績を自己の研究業績とした。

周知のように、「大学院設置基準」第六章「課程の修了要件等」（修士課程の修了要件）第十六条には、「修士課程の修了の要件は、大学院に二年以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。」と規定されている。「必要な研究指導を受けた上」とあることを以て、当該研究の指導に関与した教員が、「修士論文」の成果を自己の業績とすることができると解釈することは、全く不可能である。

そもそも、「修士論文抄録」が、大学院生個人の著作であることは、被告発者も当然認識していたはずである。なぜならば、被告発者のうちの1名が執筆した平成19年3月1日発行の『修士論文抄録』の「巻頭言」には、「修了する大学院学生にとっては、修士論文提出後、その研究成果をきめられた書式でまとめ直すことは時間的にも大変な苦勞であったことと思います。」「修士論文

の研究指導及び研究指導の補助にあられた大学院担当教員各位に深く感謝申し上げます。」とあり、『修士論文抄録』の編集担当者が、「修士論文抄録」は、大学院生個人が修士論文を提出した後に、「単独」で書くべきものと認識していたことは明らかである。『修士論文抄録』を発行した保健体育専攻の他の教員においても、「修士論文抄録」は、大学院生と指導教員が「共同で執筆」するものであるという認識はなかったはずである。それにもかかわらず、被告発者3名が「修士論文抄録」を自己の「指導業績」ではなく「研究業績」とし、それをそのまま「共著」として『福岡教育大学体育研究センター紀要』に掲載したことは、自身が直接執筆してもいない「修士論文抄録」を、自らの立場を利用して自己の研究業績としたものであり、極めて悪質な「盗用」と判断せざるを得ない。

当組合が、「研究不正」として告発した5件の論文のうち4件については、指導教員と共著者の氏名が一致しておらず、極めて不可解である。これは、「修士論文抄録」を『体育研究センター紀要』に転載する際に、明らかに何らかの不正操作が行われことを示すものであると言えよう。

そもそも、被告発者3名は、所属する講座は同じであるが、研究領域は異なっており、「修士論文抄録」の内容を見る限り、それぞれがどういう立場から当該「修士論文抄録」を「共同執筆」したのか全く不明である。仮に被告発者3名が、当該「修士論文抄録」を大学院生と共同で執筆したのであれば、各自が実際にどの部分を担当したのかを、「修士論文抄録」において具体的に記す必要があったはずである。しかしながら、そのような説明は当該「修士論文抄録」には一切書かれていない。さらには、当該「修士論文抄録」には、修士論文の著者である大学院生と『体育研究センター紀要』の論文の共著者に名を連ねる被告発者らが、共同で実験を行ったり共同で研究データを分析したりしたことをうかがわせるような記述も全く見られない。

ところが、貴殿は、組合に送付してきた「通知」、及び公式ホームページに掲載した「報告」のいずれにおいても、「修士論文抄録」の著者である大学院生本人が、被告発者が、「共著者としての資格を有している」ことを認めたと説明している。万一、当該「修士論文抄録」が、教員との「共著」であることが事実であり、大学院生自身がそれを認めたというのであれば、過去にそのことを偽って、「修士論文抄録」を「単著」として保健体育専攻発行の『修士論文抄録』に掲載した大学院生は、「共著」を「単著」と偽ったことになり、「不正行為」の疑いが生じることになるのは必然である。

それどころか、「修士論文抄録」は、修士論文の内容全体から主要なデータや分析結果を抄出してまとめたものであることからすれば、大学院生自身が、「修士論文抄録」の執筆において、被告発者の「論文作成への貢献」を認める

というのであれば、修士論文そのものについても、被告発者らとの「共著」であることを自ら認めたことになってしまう。もしも、それを認めるというのであれば、当該専攻においては、当該修士論文が、被告発者らとの「共著」であることを公式に認めた上で、学位の認定が行われたのか否か、早急に調査を行う必要がある。なぜならば、当該専攻が「共著」であることを認めた上で学位認定が行われたとすれば、論文審査にも「共著者」自身が主査あるいは副査として加わっている可能性があり、これは自分が書いた論文に自ら合格を与えたことになる。そのような審査は当然無効であり、学位認定そのものに疑義が生じる。しかしながら、福岡教育大学の大多数の大学院担当教員は、当該修士論文が、指導教員との「共著」であるという認識を持たずに、教授会において、大学院生の「単著」として大学院の修了認定をしていると認識している。

貴殿が、組合に送付してきた「通知」、及び公式ホームページに掲載した「報告」の結論だと、修士論文の著者である大学院修了生に「研究不正」の嫌疑が及ぶことになることは必定である。貴殿は、事の重要性を十分に認識していないようであり、実に憤りに堪えない。

実際のところ、我々は、被告発者3名が、当該「修士論文抄録」執筆の過程で、具体的にどの部分を担当したのかを明確に説明できない限りにおいては、教育研究を職責とする大学教員の常識として、当該「修士論文抄録」は、大学院生が「単独」で執筆したものと判断すべきであると考えている。

本案件は、国内外の研究機関において日常的に行われている「共同研究」、そして、その成果の公開である「共著論文」というものとは完全に次元の異なるものであり、ただの「研究不正」以外の何物でもないことを、改めて指摘しておく。我々は、国内外の研究機関で正常に実施されている「共同研究」や、その成果としての「共著論文」が、正当に評価されるべきであるともより考えている。そして、そのためにも、今回摘発したような「似而非共同研究」「似而非共著論文」が、今後掃されるべきである。

また、大学院生が、自らの能力と努力によって行った研究の成果は、大学院生自身の業績であるというごく当たり前の事実を再確認することで、大学院生の研究者としての「権利」を擁護していかねばならない。

貴殿におかれては、当組合が告発した案件は、高等教育機関である福岡教育大学の使命に鑑み、大学教員に求められる教育者としての道徳性、研究者としての倫理感に照らし合わせてみれば、誠に許しがたい言語道断の所為であることを、正しく認識すべきである。その上で、事件の性質と関係者への影響の重大性に十全の配慮をした上で、早急に適切な構成の調査委員会を設置し、透明かつ公正な調査を行うよう、強く要求する。